

四日市市告示第96号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金事務を指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月17日

四日市市長 森 智 広

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所または事務所の所在地
東洋テック株式会社
三重郡菰野町潤田字六反田4047番地1
- 2 委託した公金事務に係る歳入等または歳出
旧土地台帳等の閲覧・証明手数料（納税証明等手数料）
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年3月17日
- 4 公金事務の委託をした日
令和8年4月1日
- 5 委託の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

（財政経営部資産税課）